

内航船 P&I 保険 船員労働災害補償（甲契約）のご案内



P&I 保険「甲」 契約とは

船主事業の安定、そして大切な船員のための契約

船員が乗船勤務中に災害や疾病が発生した場合、船員保険法、あるいは、労働者災害補償保険法（以下、労災保険法）に基づく各種手当が政府より支給されます。（船員保険 / 労災保険に加入している場合に限りです。）

これに加えて、多くの船主の皆様は、船主団体と全日本海員組合間で締結された労働協約や、各社の就業規則における災害補償規定に従い、政府支給の保険給付を補完する、上乗せ補償（法定外補償）を設けられていると思われます。

このような規定の下、船員の労働環境の特殊性により、職務に起因しない死傷病においても手厚い補償を取り決めているため、雇入期間中、万が一災害や疾病が発生した場合には高額な補償金が発生し、船主事業の運営に大きな影響を及ぼすこともあります。

P&I 保険の内航船保険「甲」契約は、船主の方々が上述の災害補償規定等により負担した補償金や費用を保険金としてお支払いする、「法定外の上乗せ補償保険」です。事業の安定に、そして大切な船員のために、ぜひご契約をご検討ください。

P&I 保険「甲」契約の メリット

割安な保険料で安心の補償

簡単なお契約手続き

事故処理は任せて安心

- ✓ 割安な保険料で、船員へ幅広い船員災害補償を提供します。
- ✓ 船員の名前を、ご契約時にご連絡いただく必要はありません。
- ✓ 本船に雇い入れした船員全員を保険の対象とし、人数増員による追加保険料はありません。(ただし、会社名ではなく個人名でご加入の船主船長 / 機関長等および生計を共にしている家族船員は除きます。)
- ✓ 災害補償の規定を設けていない場合でも、全日本海員組合が定める金額を限度に保険金をお支払いします。
- ✓ 事故処理は、長い歴史の中で数多くの船員災害事故処理を経験したスタッフや海事弁護士にお任せください。

甲契約でお支払いする内容

(2016年度の船主団体全内航と全日本海員組合間の労働協約の場合)

甲契約

- ① 死亡給付金
- ② 療養補償
- ③ 傷病手当および予後手当
- ④ 障害手当
- ⑤ 行方不明手当
- ⑥ 葬祭料

乙契約

- ⑦ 船員の人命救助費用
- ⑧ 船員の遺骸搜索費用
- ⑨ 遺骸・遺骨・遺品の引渡し費用
- ⑩ 船員が職務上の事由により死亡し社葬等葬儀を行うために要した費用
- ⑪ 全損により失業した船員に支払う失業手当
- ⑫ 船員の所持品損害
- ⑬ 代人派遣費用
- ⑭ 船員の死傷病等で生じた離路費用
- ⑮ 傷病船員の送還費用

- ✓ 船員災害において、民法上の不法行為に基づく損害賠償責任を負った場合には、甲／乙契約に関係なく、その賠償金を保険金としてお支払いします。

① 死亡給付金

	職務上死亡	職務外死亡
労災保険法に定める遺族年金の受給対象遺族のある者	33,000,000 円	26,400,000 円
上記以外のもの	26,400,000 円	21,120,000 円

- ✓ 船員が死亡した場合、死亡給付金を保険金としてお支払いします。死亡原因が職務上であるか否かは労災保険法上の認定に従います。
- ✓ 遺族年金の受給対象遺族とは、例えば、妻、18歳未満の子、60歳以上の父母、18歳未満の孫、60歳以上の祖父母、および、18歳未満60歳以上の兄弟で船員の死亡当時その船員により生計を維持されていた人です。

② 療養補償

船員保険法あるいは労災保険法に基づく給付と、実際に要した費用として支払った金額とに差がある場合（差額ベッド代等）、その程度に応じ、組合員が負担した金額を保険金としてお支払いします。

③ 傷病手当および予後手当

船員保険法あるいは労災保険法に基づく給付と、実際に組合員が船員に支払った額とに差がある場合、その程度に応じ、組合員が負担した金額（傷病見舞金）を保険金としてお支払いします。

✓ 職務上の傷病の場合

休業初日から3日間は標準報酬日額の10割（休業手当金）が船員保険から、休業4日目以降4ヵ月間は給付基礎日額の6割（休業補償給付）、および、2割（休業特別支給金）の合計8割が労災保険から支給され、残余の2割（休業手当金）が船員保険から支給されます。休業5ヶ月以降の、労災保険および船員保険で支給されない部分（傷病見舞金）を保険金としてお支払いします。

④ 障害手当

職務上の事由による障害につき、労災保険法の規定による障害の程度に応じ、下表に基づく金額を保険金としてお支払いします。

労災保険法施行規則別表第一該当者

傷害の程度	補償額
1級	33,000,000円
2級	30,250,000円
3級	27,500,000円
4級	24,750,000円
5級	22,000,000円
6級	19,250,000円
7級	16,500,000円
8級	3,300,000円
9級	2,750,000円
10級	2,200,000円
11級	1,650,000円
12級	1,320,000円
13級	990,000円
14級	660,000円

⑤ 行方不明手当

海難等の職務上の事由による行方不明期間が1ヵ月未満の場合に限り、船員保険法第94条に定める計算例によって算出した額を用いて、行方不明の日数に応じて支給した金額を保険金としてお支払いします。

✓ 1ヵ月以上の行方不明期間の場合

職務上の事由による行方不明期間が1ヵ月以上となったときは、船員保険より3ヵ月を限度として、行方不明手当金が支払われます。

⑥ 葬祭料

職務上の事由による死亡につき、各自の標準報酬月額額の2ヵ月分相当額が労災保険法に基づく給付額を超える場合は、その超える額を保険金としてお支払いします。

取扱窓口

各社会保険の取扱窓口は、以下のとおりとなっています。

項目	適用制度	取扱窓口
職務上傷病	労災保険	労働基準監督署 ✓ 災害の職務上・外の判断を行う ✓ 療養給付など支払決定通知や支払いを行う
職務上死亡年金	労災保険	労働基準監督署 ✓ 業務上・通勤時死亡の場合、遺族補償年金や葬祭料を支払う
職務外傷病・死亡	船員保険	全国健康保険協会（船員保険部） ✓ 職務外死亡の遺族厚生年金の支払決定通知は日本年金機構から発行される
失業	雇用保険	公共職業安定所 (会社の所在地を管轄する事務所)

✓ 船舶所有者に対する災害補償

船舶所有者（中小事業主の方、労働者（船員）を雇用していない方）が、労災保険から補償を受けるには、「**特別加入制度**」に任意で加入する必要があります。

ご注意

お支払限度額

労働協約又は就業規則等に定められた金額を限度とします。

ただし、1回の事故で保険金としてお支払いできる金額は、全日本海員組合の労働協約に定められた補償を超えず、かつ同一事故におけるその他の損害および費用も含めて、ご契約船の保険金額を超えないものとします。

重複保険の扱いについて

他の同種保険、(例えば、損害保険会社が提供する「法定外補償保険」や「使用者責任保険」、またはこれらを包括した「労働災害保険」)から保険金が支払われる部分は、保険契約規定第35条第3項第1号により重複保険とみなされるため、重複部分に関しては保険金としてお支払いすることはできません。

なお、生命保険は重複保険にはなりません。

艀装員について

船舶の引渡を受ける前に造船所等へ派遣される船員(艀装員)に関する船主の責任、および、費用につきましては、事前のお申込みにより、追加補償します。

お申込み手続きについては契約窓口までお問い合わせください。

なお、**追加保険料は不要です。**

その他

- ✓ 本契約はご加入いただく船舶単位でお引き受けします。
- ✓ 本契約は、「法定外の上乗せ補償」の他に、港湾設備・漁業施設などの船舶以外の財物に与えた、船主の法律上または、契約上の賠償責任に対する補償等も含む保険であり、「法定外の上乗せ補償」のみを対象とした保険ではありません。
- ✓ 損害保険会社で同種保険を手配されている場合は、法定外上乗せ補償部分を除く、内航船保険「乙」契約でお引き受けします。
- ✓ 本契約は個人船主(船主船長/機関長)の方ではご契約することはできません。

東京本部

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目23番1号 アークヒルズフロントタワー 15階

	Tel	Fax	E-mail
契約部 内航チーム	(03)6687-0507	(03)6871-0052	naiko-keiyaku@piclub.or.jp
損害調査第1部 第1チーム	—	—	g1claims@piclub.or.jp

神戸支部

〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通5番地 商船三井ビル6階

Tel	Fax	E-mail
(078)321-6886	(078)332-6519	kobe@piclub.or.jp

福岡支部

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目14番16号 博多駅前センタービル3階

Tel	Fax	E-mail
(092)260-8945	(092)482-2500	fukuoka@piclub.or.jp

今治支部

〒794-0024 愛媛県今治市共栄町2丁目2番地1 しまなみビルディング4階

Tel	Fax	E-mail
(0898)33-1117	(0898)33-1251	imabari@piclub.or.jp

コーポレートサイト

www.piclub.or.jp

